

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件（テーマ）

公有財産の管理に関する事務の執行について

(1) 監査の対象

公有財産の管理に係る事務の執行に携わっている全部署

(2) 監査対象期間

令和4年度（自：令和4年4月1日 至：令和5年3月31日）

ただし、必要があると判断した場合には、令和3年度以前の会計年度及び進行年度の令和5年度についても対象年度に含めた。

3 事件を選定した理由

地方財政法第8条では、「地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。」とされている。

また、岡山市公有財産取扱規則（以下「公有財産取扱規則」という。）第14条では、「公有財産について常に現況をは握し、特に次の各号に掲げる事項に注意しなければならない。」とされている。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 公有財産の維持、保存及び使用の適否(2) 貸付け又は使用させた公有財産の使用状況及び貸付料又は使用料の適否(3) 土地の境界(4) 公有財産の増減とその証拠書類との符合(5) 公有財産と登記簿、公有財産台帳等及び附属図面との符合(6) 公有財産台帳等の記載事項の適否 |
|--|

都市を取り巻く社会状況は大きく変化しており、少子高齢化や地域的な人口の偏在もさらに加速している。地方都市では自動車の大衆化の進展を背景に低密度の市街地の拡大が進んできたが、今後の人口減少局面においては更なる人口密度の低下が進み、低未利用地の散在及び増加が大きく進むことが予想される。このような社会状況の下、高度

成長期以降に集中的に整備された社会資本の老朽化はさらに進み、維持管理・更新のピークが到来する時期を迎えており、厳しい財政制約の中での社会資本の効率的な整備、管理が課題となっている。

岡山市においては、当該課題に対し、平成26年12月に「岡山市公共施設等マネジメントに関する基本的方針」を制定し、平成29年3月に当該方針を具体的に推進していく「岡山市公共施設等総合管理計画」を策定（平成31年1月改訂）し、長期的な視点で財政負担の平準化を図り、市民の安全・安心を確保し、必要なサービスを将来にわたって持続的に提供していくことを主眼として公共施設の適正化を図ることを目指している。

また、平成27年度から平成29年度までの3年間で、全ての地方公共団体において統一的な基準による地方公会計を整備するよう、平成27年1月に総務省から各地方公共団体に要請されており、岡山市においても平成28年度決算から地方公会計制度に従って、財産管理の一環として固定資産台帳の整備・運用が始動している。

更に、岡山市の財産の管理は公有財産台帳や固定資産台帳などの台帳管理だけではなく、現在の各資産の状況を的確に把握の上で必要な維持管理の施策を実行するためにデジタルトランスフォーメーション（DX）を絡めた情報管理が必要であり、その基となる現況調査の精度が長寿命化計画対応を含めて、その後の財産管理では大変重要と考えている。

岡山市の各資産について市の財産として保持すべきかどうかの判定と保持する場合の財源措置を伴った維持管理の計画的実施の必要性が高まってきていること、及び、外部環境の変化に伴い資産保有開始当時に予想できなかった新たな対応が求められてきている状況にあること、さらに同様の監査テーマ「公有財産の管理について」は平成24年度に実施されており、10年経過していることから、公有財産の管理に係る事務の執行について監査を行うことは有意義なものと考えている。

以上より、令和5年度の包括外部監査における監査テーマとして「公有財産の管理に係る事務の執行について」を選定した。

4 監査の実施期間

自：令和5年4月28日 至：令和6年3月27日

5 監査の方法

(1) 監査の着眼点

公有財産の管理に関する事務について、合規性、経済性、効率性、有効性、の視点に着目し、以下を監査の着眼点とした。

■公有財産の取得及び売却処分は法令又は条例・規則等に従い、適切に実施されているか。

■行政財産使用許可及び普通財産貸付に係る事務手続は、法令又は条例・規則等に従い、適切に実施されているか。

■使用料及び貸付料は、合理的に算定されているか。

■公有財産の利用状況等については、適切に記録され、経済性・効率性・有効性の観点で検討されているか。

■公有財産の利活用・維持管理については、「岡山市公共施設等総合管理計画」等に基づき、全庁的に連携して、IT（Information Technology、情報技術）等のツールを活用して効率的に実施されているか。

■同テーマの過年度包括外部監査結果に関する措置状況は適切に、継続的に実施されているか。

(2) 主な監査手続

1. 関係法令、条例、規則、規程等の根拠規程の収集及び確認
2. 事務事業概況に関する諸資料の収集、閲覧
3. 現地視察及び固定資産台帳等管理資料との整合性確認
4. 関係者からの事務事業の概況ヒアリング及び質疑
5. 関連する内部統制の整備・運用状況の確認
6. 関係書類の閲覧、照合、担当者へのヒアリング

なお、サンプルに関しては、担当部署へのヒアリング、手続ごとに該当する資料全体を確認した上で、その中より必要と認めたサンプルを抽出した。

6 包括外部監査人を補助した者

黒田直樹 (公認会計士)
板谷静郎 (公認会計士)
小野田隼也 (公認会計士)
山田邦明 (弁護士)

7 利害関係

包括外部監査人及び補助者は、いずれも監査の対象とした事件について地方自治法第252条の29に規定する利害関係はない。

【本報告書の記載内容に関する留意事項】

■報告書中の表中の数値は、単位端数未満の金額及び比率は四捨五入している。
そのため端数処理の関係で合計とその内訳が一致しない場合がある。

■監査を通じて発見した、指摘すべき事項、意見を付すべき事項について、【指摘】、【意見】として記述した。それぞれの定義は以下のとおりである。

【指摘】 「法令や規則等に違反・抵触している事項、不正不当な事項等」

【意見】 「自治体運営の経済性・効率性・有効性、公平性、正確性の観点から、今後改善することが望まれる事項」